

佐渡市空き家改修費等補助金

佐渡市空き家情報システムに登録された物件に入居する方を対象に、改修費及び不要物撤去費の一部を補助します。

若者世帯、県外移住者や子育て世帯は補助上限額が加算！



対象者

佐渡市空き家情報システムに登録された物件の売買契約が成立した本人、配偶者または1親等以内の親族で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 市内に住所を有していない方(市外に2年以上居住している方)で、改修する空き家に事業完了の日から5年以上居住する見込の方
- (2) 市内へ住所を移して2年以内の方(市外に2年以上居住していた方)で、改修する空き家に事業完了の日から5年以上居住する見込の方

※ただし、入居者が次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・過去にこの補助金の交付を受けた者(同居者等も含む)
- ・市税を滞納している方
- ・3親等以内の親族から空き家を購入した方

※50万円を上限、5万円を下限とする
ただし、若者世帯(※1)や、
県外移住者又は子育て世帯(※2)の場合は
補助金額が加算される

補助金額

空き家改修に係る経費

× $\frac{1}{2}$

(最大120万円)

不要物の撤去に係る経費

× $\frac{1}{2}$

(最大20万円)

<加算後補助金額>

若者世帯+県外移住者又は子育て世帯:120万円
若者世帯:80万円
県外移住者又は子育て世帯のみ:75万円

※20万円を上限、5万円を下限とする

申請方法

改修工事等に着手する10日前までに「空き家改修費等補助金交付申請書」に必要書類を添付して提出してください。事業着手後の申請は受付できませんのでご注意ください。(手続きの流れは裏面をご覧ください)

※1・・・若者世帯(次のいずれかに該当する方)

- (1) 満年齢40歳未満の者(申請年度4月1日時点)
- (2) 夫婦の場合、満年齢の合計が80歳未満の者(申請年度4月1日時点)
- (3) 中学生以下の子供がいるひとり親家庭世帯(申請日時点)
- (4) 子供が3人以上いる多子世帯(申請日時点)

※2・・・子育て世帯

申請時に、子どもと同居又は妊娠している世帯

手続きの流れ

補助金の交付申請

補助金の交付申請書、誓約書兼同意書に以下の資料を添付して提出してください

- (1)改修工事又は不要物の撤去の前の写真
- (2)改修工事又は不要物の撤去の見積書の写し
- (3)改修工事の設計書の写し
- (4)売買契約書の写し

交付決定

申請書類を審査し、可否をお知らせします

事業の着手 事業の変更

交付決定を受けてから事業に着手します
補助金の交付決定後、申請内容の変更または中止をする場合は、変更交付申請書に必要な書類を添付の上、提出し、承認を受けていただくことになります

実績報告

事業完了後速やかに実績報告書に以下の資料を添付して提出してください。

- (1)改修工事又は不要物撤去の後の写真
- (2)請求書及び支払いを証明できる書類(コピー可)
- (3)その他市長が必要と認めた書類

補助金額確定

実績報告を審査し、交付額確定をお知らせします

補助金請求

請求書を提出してください。指定された口座へ補助金をお支払いします

留意事項

- (1) 空き家改修等のための工事については、市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人に施工を依頼すること。
- (2) 空き家の不要物の撤去については、市内に事務所又は事業所を有する一般廃棄物収集運搬業者または一般廃棄物処分業者が行うこと。
- (3) 当該空き家の所有者と売買契約を締結していること。
- (4) 国、県又は市の補助、助成等の対象となる改修等以外の空き家改修等に要する経費であること。
- (5) この補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助対象事業が完了すること。
- (6) 補助対象事業は、同一の補助対象者(その同居者等を含む)につき1回限り、同一物件につき1回限り実施することができる。同一物件で空き家改修及び不要物の撤去をそれぞれ行うときは、これらを合わせて1事業として実施しなければならない。
- (7) 偽りその他不正行為があったとき、事業完了日から5年を経過する日までに改修住宅を取り壊しまたは売却したとき、完了日から5年を経過する日までに改修住宅から転居したとき等、佐渡市空き家改修費等補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

《制度に関する申請・お問い合わせ先》

佐渡市役所 地域振興部 移住交流推進課 移住交流推進係

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232

TEL 0259-67-7153 E-mail:r-iju@city.sado.niigata.jp

佐渡移住相談窓口 TEL 080-2596-5371 E-mail:sado-iju@city.sado.niigata.jp

